

就学援助費及び特別支援教育就学奨励費受給申請書
(兼口座振替依頼書)

受付印

記入例

特別支援教育就学奨励費の申請をし、
受給事務取扱規則第5条の規

《日中の連絡先》
日中連絡が取れる電話番号を記入してください。

取扱規則第5条第1項・狛江市特別

狛江市教育委員会教育長 宛て

提出日	令和 2年 4月 12日	日中の連絡先	03 - 3430 - 1111
〒	2 0 1 - 8 5 8 5	所得申告	申告済・未申告

《令和2年1月1日時点の住所》
令和2年1月1日時点で狛江市に住所がない方は、その他に○をし、自治体名を記入してください。その場合は、平成31年中の収入又は所得を確認できる証明書を提出してください。
【例】源泉徴収票、令和2年度課税(非課税)証明書、所得税確定申告書の写し(受付印があるもの)

狛江市
和泉本町 1丁目 1番 5号
(アパート・マンション名)
狛江荘 101号室
(住居の形態)
持家・借家(家賃月額: 70,000 円)
※借家の方は、賃貸借契約書等のコピーを添付してください。
(保護者氏名)
狛江 太郎 印

援助費対象児童生徒に○	続柄	氏名	生年月日	在籍小・中学校名	学年・組	特別支援教室利用の場合は教室名を記入	個人コード
○	世帯主	フリガナ コマエ タロウ 氏名 狛江 太郎	大昭平令 56年 5月 2日	市立 学校	年 組		
		フリガナ コマエ ハナコ 氏名 狛江 花子	大昭平令 58年 1月 7日	市立 学校	年 組		
		フリガナ コマエ イチロウ 氏名 狛江 一郎	大昭平令 23年 9月 1日	狛江 市立 狛江第一小 学校	3年 いずみ 組		
○	妻	フリガナ コマエ サチコ 氏名 狛江 幸子	大昭平令 25年 7月 7日	狛江 市立 狛江第一小 学校	1年 1 組	けやき教室	
		フリガナ コマエ ジロウ 氏名 狛江 次郎	大昭平令 24年 8月 2日	市立 学校	年 組		
		フリガナ 氏名	大昭平令 年 月 日	市立 学校	年 組		

世帯状況

振込口座

金融機関名 支店名	みずほ 銀行 信用金庫・農協 狛江 本店・支店・出張所
口座名義人	(カタカナ又はアルファベットで記入) コマエ タロウ
口座種別	普通
口座番号	1 2 3 4 5 6 7

《住居の形態》

- 「持家」「借家」のいずれか該当する方に○をしてください。世帯主及び世帯主の配偶者の両親等の持家の場合は、「持家」とします。
- 「借家」の方は、令和元年12月の家賃月額を記入してください。家賃月額は、共益費、駐車場費等を含めず、賃料のみを記入してください。
- が未記入の場合や、「賃貸借契約書」等を確認出来なかった場合は「賃貸0円」として審査します。

《世帯状況》

- 続柄については、世帯主からみた関係をお書きください。
- 令和元年12月現在、同居・別居に関わらず生計をともにしている方全員(対象児童生徒を含む)を記入してください。

《金融機関名 支店名》《口座名義人》
振込みを希望する口座を記入してください。ゆうちょ銀行は、振込み用の店名(漢数字)を支店名としてください。振込み先を複数希望する場合は、申請書を2枚記入してください。

《口座番号》口座番号は右づめで記入してください。

申請理由	<p>1 就学援助費の申請</p> <p>(1) 保護者が生活保護法に基づく保護を受けている。</p> <p>(2) 保護者の属する世帯の全員の前年の総所得が当該世帯の需要額の1.1倍未満である。</p> <p>(3) 世帯の停止又は廃止を受けた。</p> <p>(4) 所得が非課税又は減免を受けた。</p> <p>(5) 法人税又は個人事業税の減免を受けた。</p> <p>(6) 保険税の減免又は徴収猶予を受けた。</p> <p>(7) 所得の減免を受けた。</p> <p>(8) 災害等により所得が前年度を大きく下回り、申請者の生活状況が著しく悪化した。</p> <p>(9) 。</p> <p>2 特別支援教育就学奨励費の申請</p> <p>(1) 保護者の属する世帯の全員の前年の総所得が当該世帯の需要額2.5倍未満の者</p> <p>(2) その他（ ）</p>
------	--

記入不要

※特別支援教育就学奨励費については、就学援助費の支給を受けている方は、支給対象とならないので御留意ください。

（留意事項）

1 令和2年1月1日現在狛江市に住民登録がなかった方について

平成31年中の所得を確認できる書類（「前年分給与所得の源泉徴収票の写し」，「前年分所得の確定申告書の写し（受付印があるもの）」等）を提出してください。

2 前年所得の申告をされていない方について

前年の世帯の総所得に基づいて認定を行うため、生計を同一にする方の中に3月15日までに未申告の方がいる場合（生計を共にする方に扶養されている方を除く。）は、審査不能のため就学援助費・特別支援教育就学奨励費に係る審査については、保留となります。前年所得の申告をされていない方及び審査保留の通知を受け取った方は、就学援助を希望される場合には、未申告の方の申告をし、教育委員会に当該申告書の控えを提出し、再度申請をしてください。

申告書の控えの提出がない等の理由により審査ができる状況にならない場合は、一定の期間の経過時点で申請は取り下げたものとなりますので、御了承ください。

3 その他

災害及び家庭環境の変化による現在の所得状況が前年度を大きく下回り、申請者の生活状況が著しく悪化したことを理由に就学援助費を申請する場合には、当該事実を客観的に証明することができる書類をお持ちの上、御相談ください。